

令和7年6月27日

アセットオーナー・プリンシプルの受け入れ表明及び実施状況の報告

金沢大学は、アセットオーナー（資産を保有する機関投資家）として、内閣官房 新しい資本主義 実現本部事務局が令和6年8月28日に策定したアセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則であるアセットオーナー・プリンシプルに賛同し、受け入れることを表明します。

また、本学におけるアセットオーナー・プリンシプルの実施状況について、以下のとおり報告します。

番号	各原則	実施状況
原則1.	アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。	本学の運用目標は、本学の中長期的な財政基盤の強化を図るとともに将来の教育研究の発展に資することである。この目的を達成するため、毎年度、運用目標及び運用方針について、十分な知見を持つ外部委員が参加する資金運用委員会において審議を行った上で、役員会にて決定している。
補充原則1-1.	アセットオーナーは、運用により利益を享受させるべき受益者等が誰か、何のために運用するのかといった運用目的について明確にし、必要に応じて見直すべきである。	金沢大学学則において、本学は、教育、研究及び社会貢献に対する国民の要請にこたえと定めており、運用により利益を享受させるべき受益者は国民である。 運用目的は、国立大学法人金沢大学資金運用管理規程において、本学の中長期的な財政基盤の強化を図るとともに将来の教育研究の発展に資することを規定している。
補充原則1-2.	アセットオーナーは、運用目的を達成するために、運用資金の性格、自らの能力・規模、長期的な経済・金融環境等を踏まえ、具体的に目指すリターンや許容できるリスク等といった運用目標を定めるべきである。また、運用目標を達成するために、経済・金融環境等を踏まえ、具体的な資産構成割合（基本ポートフォリオ、リスクに関する考え方や運用対象資産の範囲等の運用方針を定めるべきである。	金沢大学資金管理計画において、期待リターンを4.5%、リスク（標準偏差）を11.70%とした運用目標を定めている。 また、この目標を達成するための資産構成割合は、国内債券 27.80%、外国債券 10.00%、国内株式 10.00%、外国株式 52.20%としている。 価格変動リスクへの対応として、ポートフォリオの率を一定範囲内の変動に収めるよう各資産を売買するリバランスを実施する。また、リスクの2倍を超えた価格変更を伴う金融危機が発生した場合には、直ちに資金運用管理委員会を開催し、ポートフォリオの見直し等について検討を行うこととしている。

補充原則 1-3.	アセットオーナーは、運用目標・運用方針を定めるに当たっては、適切な手続きに基づき、十分な専門的知見に基づき意思決定を行うことができる組織体制の下で行うべきである。	運用目標・運用方針は、十分な知見を持つ外部委員が参加する資金運用委員会において審議を行った上で、役員会において決定している。
補充原則 1-4.	アセットオーナーは、定められた運用目的・運用目標を踏まえ、自らやステークホルダー等の状況や経済・金融環境等の変化に応じた運用方針となっているかを定期的に検証し、必要に応じて適切に見直すべきである。	本学は、運用に当たり、毎年度、資産管理計画を定めることとしている。 その際、経済・金融環境等の変化を踏まえ、資金運用管理委員会において、ポートフォリオの見直しの是非を検討する方針としている。
原則2	受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。	本学の運用目標の達成に向け、資金運用管理委員会に外部有識者委員を加え、当該委員の助言により、資産運用とこれに伴うリスク管理を継続的かつ適切に行うために必要な知見を蓄積している。 また、伝統的4資産（国内外の債券及び株式）による運用に当たり、外部の金融機関に運用を委託する。当該機関は、企画競争により、報酬のみならず、運用能力等を含めた評価を経て選定する。

補充原則 2-1.	アセットオーナーは、運用目標の達成に向けて、資産運用及びリスク管理を継続的かつ適切に運営できるよう、自らに必要な知見を把握するとともに、その知見が確保され、監督と執行それぞれが機能するガバナンス体制を構築すべきである。 その際、アセットオーナーの規模や運用資金の性格に照らして、必要があれば、金融市場やアセットオーナーにおいて資産運用の経験を有する運用担当責任者を設置し、運用担当責任者の権限を明確化するとともに、必要な監督を行うことも考えられる。 また、運用担当者について、特定の人材に依存すると、離職時の継続性の支障や運用委託先等との不適切な関係の発生といった懸念も生じることから、適切な資質を持った人材の計画的な確保に留意すべきである。	本学の運用目標の達成に向け、資金運用管理委員会に外部有識者委員を加え、当該委員の助言により、資産運用及びこれに伴うリスク管理を継続的かつ適切に行うために必要な知見を蓄積している。 また、その知見を基に、国立大学法人金沢大学資金運用管理に関する取扱要項を整備し、資金運用に必要な機能の維持に努めている。 資金管理計画や当該取扱要項に基づき、本学の資金運用部門が運用を執行し、資金運用管理委員会（監事がオブザーバー参加）、役員会、経営協議会が運用状況の確認を行うことにより適切な監督が行われるようガバナンス体制を構築している。
補充原則 2-2.	アセットオーナーは、適切な運用を行うに当たって、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部人材の登用、又は、金融機関・外部コンサルティング会社・OCIO・業界団体その他の外部組織の活用等を検討すべきである。 その際、報酬を検討するに当たっては、外部人材や外部組織がもたらす付加価値に応じたものとすべきである。	本学は、現物債券の満期保有を中心としたコア運用のほか、伝統的4資産（国内外の債券及び株式）によるサテライト運用を行う。 特に、サテライト運用を適切に行うため、資金運用管理委員会に外部有識者委員を加えるとともに、外部の金融機関に運用を委託する。当該機関は、企画競争により、報酬のみならず、運用能力等を含めた評価により選定する。
原則3.	アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。	本学は、国内の年金運用を参考に伝統的4資産（国内外の債券及び株式）による投資を行う。 その際、ポートフォリオの標準偏差、投資資産の過去の変動率を基にした移動ブロックブートストラップ法によるモンテカルロシミュレーション、過去の金融危機（ITバブル崩壊、リーマンショック、コロナ危機）をトレースしたストレステストにより最大損失を見込んだ上で、期待リターンを設定し、経済・金融環境の変化に備えることとしている。 また、委託先の選定に当たっては、金額のみなら

		ず、運用業務の内容・方法、業務支援体制、コンプライアンス、情報管理保護体制等、様々な視点を踏まえ、比較検討することとしている。
補充原則 3-1.	アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行するため、運用目的・運用目標の達成に資することができるか、運用方針に適合しているか等の観点から、委託先の選定を含め幅広く運用方法を比較検討すべきである	本学は、委託先の選定に当たり、金額のみならず、運用業務の内容・方法、業務支援体制、コンプライアンス、情報管理保護体制等、様々な視点を踏まえ、比較検討することとしている。
補充原則 3-2.	アセットオーナーは、運用目的に照らして、運用対象資産の分散、投資時期の分散や流動性等を考慮して、運用方法を選択し、運用資産の分別管理のほか、適切なリスク管理を実施すべきである。 その際、アセットオーナーの規模や運用資金の性格に照らして、必要があれば、VaR 等の定量的なリスク指標も踏まえながら、ストレステスト等も活用して経済・金融環境の変化に備えることも考えられる。	本学は、国内の年金運用を参考に伝統的 4 資産（国内外の債券及び株式）に投資を行う。 その際、ポートフォリオの標準偏差、投資資産の過去の変動率を基にした移動ブロックブートストラップ法によるモンテカルロシミュレーション、過去の金融危機（ITバブル崩壊、リーマンショック、コロナ危機）をトレースしたストレステストにより最大損失を見込んだ上で、目標リターンを設定することで、経済・金融環境の変化に備えることとしている。
補充原則 3-3.	アセットオーナーは、運用委託先の選定に当たっては、運用目的・運用目標の達成に資する観点から判断すべきである。 その際、1つの金融機関等のみに運用を委託することは、効率性の観点から必ずしも否定されるものではないが、従来から委託している金融機関等であることや、選択している運用方法であるという理由のみで同じ金融機関等を選定し続けるべきでない。また、自らや資金拠出者等と、運用委託先及びそのグループ金融機関との取引関係がある場合、運用目的・運用目標に反していないか、適切に利益相反管理を行うべきである。 また、運用委託先への報酬を検討するに当たっては、運用委託先がもたらす付加価値に応じたものとすべきである。	本学は、委託先の選定に当たり、適切に利益相反の管理を行うとともに、金額のみならず、運用業務の内容・方法、業務支援体制、コンプライアンス、情報管理保護体制等、様々な視点を踏まえ、比較検討することとしている。

補充原則 3-4.	アセットオーナーは、運用委託先の選定に当たっては、過去の運用実績等だけでなく、投資対象の選定の考え方やリスク管理の手法等も含めて総合的に評価すべきである。 その際、知名度や規模のみによる判断をせず、運用責任者の能力や経験（従前の運用会社での経験等を含む）を踏まえ、検討を行うことが望ましい。例えば、新興運用業者を単に業歴が短いことのみをもって排除しないようにすることが重要である。	本学は、委託先の選定に当たり、適切に利益相反の管理を行うとともに、金額のみならず、運用業務の内容・方法、業務支援体制、コンプライアンス、情報管理保護体制等、様々な視点を踏まえ、比較検討することとしている。
補充原則 3-5.	アセットオーナーは、受益者等にとってより良い運用を目指すため、運用委託先・運用方法を定期的に評価し、自らの運用目的・運用目標・運用方針に照らして、必要に応じて見直すべきである。	委託運用先の評価は、定量的評価に定性的評価を加えた総合的な評価で行う。評価期間は原則として3年とするが、運用成績が著しく不良である場合や当該受託機関に委任することが社会的に著しく不適当と認められる場合等は、直ちに評価を行い契約の見直しを検討する。 また、毎年、経済状況を勘案した各資産の期待リターンを基にポートフォリオ案を作成し、現状のポートフォリオ案と比較検討した上で、運用方法を見直すこととしている。
原則4.	アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。	運用状況は、本学 WEB サイト（https://www.kanazawa-u.ac.jp/university/jyouhoukougai/zaimu）に掲載している。 また、その内容については、ステークホルダーの理解に資する分かりやすい内容になるよう随時見直しを行うこととしている。
補充原則 4-1.	アセットオーナーは、その運用目的を踏まえ、自らの特性に応じて、情報提供すべきステークホルダーを検討した上で、運用目的に照らして適切な運用が実施されているかどうか等、説明責任を果たす上で必要な情報を適切な方法で提供すべきである。 その際、情報提供に伴う負担を考慮しつつ、ステークホルダーの理解に資する、分かりやすい内容となる工夫に努めるべきである。	運用状況は、本学 WEB サイト（https://www.kanazawa-u.ac.jp/university/jyouhoukougai/zaimu）に掲載している。 また、その内容については、ステークホルダーの理解に資する分かりやすい内容になるよう随時見直しを行うこととしている。

補充原則 4-2.	アセットオーナーは、自らと他アセットオーナーの比較がステークホルダーにとって運用目的を達成する判断材料となり得る場合においては、比較できる形での情報提供も検討すべきである。その際、運用実績等の数値のみで単純比較されることは望ましくなく、運用方針等を踏まえ、総合的に比較できるよう工夫することが望ましい。	運用状況について、本学と他のアセットオーナー、特に他の国立大学と比較した形での情報提供は行わない。 その理由は、他の国立大学における運用方法が必ずしも明示されていないこと、各大学において投資可能な業務上の余裕金の規模が大きく異なり、リスク許容度の違いから単純に運用状況を比較することが適当ではないことが挙げられる。
原則5.	アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。	委託運用を行うに当たり、スチュワードシップコードの実施状況を評価した上で、委託運用機関を決定している。
補充原則 5-1.	アセットオーナーは、長期的に運用目標を実現させるため、自ら又は運用委託先による、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すべきである（スチュワードシップ責任）。 スチュワードシップ責任を果たすに当たっては、自らの規模や能力等を踏まえて、日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明をした上でその趣旨に則った対応を行うことを検討すべきである。その際、複数のアセットオーナーが協働して運用委託先のスチュワードシップ活動に対するモニタリング（協働モニタリングを行うことも選択肢として考えられる）。	委託運用を行うに当たり、スチュワードシップコードの実施状況を評価した上で、委託運用機関を決定している。

補充原則 5-2.	アセットオーナーにおいては、ステークホルダーの考えや自らの運用目的に照らして必要な場合には、投資先企業の持続的成長に資するサステナビリティ投資を行うこと、例えば、金融機関等への委託に当たってサステナビリティに配慮した運用を行うことを求めることや、サステナビリティ投資方針を策定すること、PRI（責任投資原則）に署名することも考えられる。	委託運用を行うに当たり、スチュワードシップコードの実施状況を評価した上で、委託運用機関を決定している。
----------------------	---	--